

広島県地域未来投資促進基本計画の期間延長について

1 要旨

地域未来投資促進法に基づき、平成29年9月に国の同意を得て策定した広島県地域未来投資促進基本計画（以下「県計画」という。）について、国に対し、計画期間の延長を申請する。

また、次期県計画については、国の新たな基本方針を踏まえ、令和5年度中に新たに策定予定。

2 背景

- 計画期間は原則5年間とされており、平成29年度に策定した県計画は、令和4年度末に終期を迎えることから、今年度、次期県計画の策定を行うこととしていた。
- 次期県計画の策定にあたっては、国の新たな基本方針に基づく必要があるが、この新たな基本方針が令和4年度中には策定されず、令和5年7月策定の見込みとなった。
- このため、新たな基本方針が施行されるまでの間、県計画に空白期間が生じることから、現行県計画の計画期間等について変更するよう、国から求められた。

3 主な変更内容（計画期間）

現行	変更後
平成29年9月29日～令和5年3月31日	平成29年9月29日～令和6年3月31日または次期県計画が国の同意を得るまでのいずれか早い日

※計画期間の延長に伴うその他の変更点については、別紙のとおり

【県計画の計画期間】

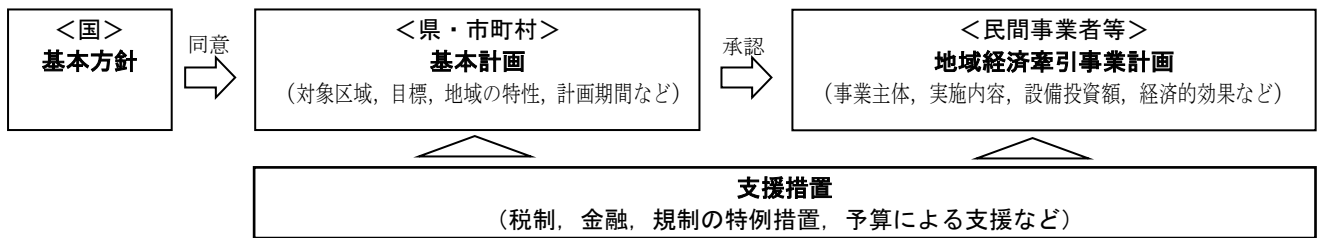
年度	H29. 9月 (初年度)	H30 (1年経過)		R4 (5年経過)	R5 (6年経過)	R6～
現行計画期間	→					
延長後計画期間	→					
次期計画期間（予定）						→

4 今後のスケジュール（予定）

時期		内容
令和5年	3月末まで	(県) 現行県計画の期間延長等について国の同意 (国) 地域未来投資促進法の法定検討の結論を整理
	7月頃	(国) 基本方針改正
	9月頃まで	(県) 国の新たな基本方針を踏まえて、次期県計画案を県・市町 共同で新たに策定
令和6年	3月末まで	(県) 次期県計画について国の同意

5 地域未来投資促進法の概要

国の基本方針に沿って都道府県（及び市町村）が策定した基本計画に基づいて、事業者が地域経済牽引事業計画（以下「事業計画」という。）を策定し、都道府県に申請する。都道府県によって承認された事業計画に基づく事業に対して、国が政策資源を投入して支援を行う。



6 その他（関連情報等）

○ 「広島県第四次産業革命適応型成長ものづくり等連携支援計画」の期間延長について

地域未来投資促進法及び県計画に基づき策定した「広島県第四次産業革命適応型成長ものづくり等連携支援計画」についても、同じく国の指示に基づき、計画期間を延長する。

【連携支援計画の概要】

- ・ 大学や公設試験研究機関など、地域経済牽引事業に対して支援を行う者（地域経済牽引支援機関）が複数で連携して地域経済牽引事業の支援を行う計画
- ・ 本県においては、県（県立総合技術研究所 各工業技術センター）と（公財）ひろしま産業振興機構（よろず支援拠点）をファースト・コンタクト機関として、産学金官の24機関が連携し、県内事業者の第四次産業革命に適応した成長ものづくりを支援している。

○ 地域未来投資促進法に基づく支援措置について（参考情報）

【経済産業省ホームページ】

https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/miraitoushi/file/miraihou_shiensochi2104.pdf

基本計画の変更内容（新旧比較）

変更前		変更後								
広島県地域未来投資促進基本計画		広島県地域未来投資促進基本計画								
1 (略)		1 (略)								
2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標 (2) 経済的効果の目標 【経済的効果の目標】 本県では、「ひろしま未来チャレンジビジョン」において、1人当たりの付加価値額（平成24年452万円）を平成32年に全国平均レベル（平成24年493万円）に引き上げることとしており、この目標を基準に当該計画期間内である令和4年には次の目標を達成することを目指す。 また、KPIとして、新たな経済成長につながる指標として、次の項目を設定する。	2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標 (2) 経済的効果の目標 【経済的効果の目標】 本県では、「ひろしま未来チャレンジビジョン」において、1人当たりの付加価値額（平成24年452万円）を平成32年に全国平均レベル（平成24年493万円）に引き上げることとしており、この目標を基準に当該計画期間内である令和5年には次の目標を達成することを目指す。 また、KPIとして、新たな経済成長につながる指標として、次の項目を設定する。									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>現状</th> <th>計画終了後</th> <th>増加率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>促進区域における付加価値額（全産業）</td> <td>5,253,100 百万円</td> <td>5,568,300 百万円</td> <td>6%</td> </tr> </tbody> </table>		現状	計画終了後	増加率	促進区域における付加価値額（全産業）	5,253,100 百万円	5,568,300 百万円	6%	
	現状	計画終了後	増加率							
促進区域における付加価値額（全産業）	5,253,100 百万円	5,568,300 百万円	6%							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>現状</th> <th>計画終了後</th> <th>増加率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>促進区域における付加価値額（全産業）</td> <td>5,253,100 百万円</td> <td>5,568,300 百万円</td> <td>6%</td> </tr> </tbody> </table>		現状	計画終了後	増加率	促進区域における付加価値額（全産業）	5,253,100 百万円	5,568,300 百万円	6%	
	現状	計画終了後	増加率							
促進区域における付加価値額（全産業）	5,253,100 百万円	5,568,300 百万円	6%							
3～5 (略)		3～5 (略)								

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、
公共データの民間公開の推進その他の地域経済
牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(6) 実施スケジュール

取組事項	平成 29年度 (初年度)	平成 30年度 ～令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度 (最終年度)
【制度の整備】				
固定資産税 の減免措置 の創設	県内市町 において 創設	減税措 置実施	減税措 置実施	減税措置 実施
地方創生 関係施策	県におい て、 平成30 年度実施 予定	県にお いて、 事業実 施	未定	未定
【情報処理の促進のための環境整備(公共データの民間公開等)】				
産業用地 情報の逐次 開示	適宜情報 収集し、 開示	適宜情報 収集し、 開示	適宜情報 収集し、 開示	適宜情報 収集し、 開示
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】				
相談窓口	窓口設置	相談対応 の実施	相談対応 の実施	相談対応 の実施
【その他】				
産業用地 の確保	情報収集 ・用地確保	情報収集 ・用地確保	情報収集 ・用地確保	情報収集 ・用地確保
資金支援 (県・産業支 援機関等)	支援の 実施	支援の 実施	支援の 実施	支援の実 施
物流インフ ラの整備 (国・県・ 市町等)	整備	整備	整備	整備
産学連携 の推進	連携推進	連携推進	連携推進	連携推進

7～9 (略)

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、
公共データの民間公開の推進その他の地域経済
牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(6) 実施スケジュール

取組事項	平成 29年度 (初年度)	平成 30年度 ～令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (最終年度)
【制度の整備】					
固定資産税 の減免措置 の創設	県内市町 において 創設	減税措 置実施	減税措 置実施	減税措 置実施	減税措 置実施
地方創生 関係施策	県にお いて、 平成30 年度実 施予定	県にお いて、 事業実 施	未定	未定	未定
【情報処理の促進のための環境整備(公共データの民間公開等)】					
産業用地 情報の逐次 開示	適宜情 報収集 し、開示	適宜情 報収集 し、開示	適宜情 報収集 し、開示	適宜情 報収集 し、開示	適宜情 報収集 し、開示
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】					
相談窓口	窓口設置	相談対応 の実施	相談対応 の実施	相談対応 の実施	相談対応 の実施
【その他】					
産業用地 の確保	情報収集 ・用地確保	情報収集 ・用地確保	情報収集 ・用地確保	情報収集 ・用地確保	情報収集 ・用地確保
資金支援 (県・産業支 援機関等)	支援の 実施	支援の 実施	支援の 実施	支援の 実施	支援の 実施
物流インフ ラの整備 (国・県・ 市町等)	整備	整備	整備	整備	整備
産学連携 の推進	連携推進	連携推進	連携推進	連携推進	連携推進

7～9 (略)

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和4年度末日までとする。

10 計画期間

本計画の計画期間は計画同意の日から令和5年度末日、又は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第47号）附則第7条第1項に基づき地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて変更された地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針（以下「新基本方針」という。）に基づいて、令和5年度末日までに改めて基本計画（以下「新基本計画」という。）を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。

（新基本方針に基づいて新基本計画を令和5年度中に作成する予定である。そのため、令和5年度をその準備期間として位置づけ、計画期間を令和5年度末日、又は、新基本方針に基づいて、令和5年度末日までに改めて新基本計画を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。）